

税 申告書（ 年分・平成〇〇年〇月〇日 事業年度分・ ）に係る

平成△△年△月△日

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

				※整理番号				
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称		税理士 国税 太郎 ⑨					
	事務所の所在地		東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話 (03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					
書面作成に 係る税理士	氏 名		税理士 国税 太郎 ⑨					
	事務所の所在地		東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話 (03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					
	所属税理士会等		東京 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号					
税務代理権限証書の提出			有 () ・ 無					
依 頼 者	氏名又は名称		株式会社 〇〇商事 代表取締役 〇〇 一郎					
	住所又は事務所の所在地		東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話 (03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。								
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項								
帳 簿 書 類 の 名 称				作成記入の基礎となった書類等				
依頼者が自らパソコンに入力した仕分データに基づき、コンピュータ処理により作成した仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表及び損益計算書				会計伝票、現金出納帳、銀行帳、証憑書綴、給与台帳、売掛・買掛集計、契約書綴、借入金返済明細書、固定資産台帳、売上請求書ほか				
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項								
帳 簿 書 類 の 名 称				備 考				
該当なし				該当なし				
※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・ ・		・ ・	・ ・

		※整理番号	
3 計算し、整理した主な事項			
(1)	区 分	事 項	備 考
	決算整理体制 有価証券の評価基準及び評価方法（その他の有価証券）	決算実施体制として当法人の監査法人会計監査人グループ・経理担当者3名・税理士事務所との相互協力体制による決算整理事務の実施 時価のあるもの・・決算期末日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。 時価のないもの・・移動平均法による原価法	当法人決算事務経理社員。 ○○監査法人公認会計士グループによる税務決算整理仕訳の計算及び確認と第○期株主総会提出事業報告書・貸借対照表・損益計算書・利益処分案等の計算書類の作成並びに指導及び助言。
(2)	(1)のうち顕著な増減事項		増 減 理 由
	売上高について		世界経済の回復に伴う外需拡大や国内のデジタル景気を背景として、景況感は緩やかな改善基調が続いています。 （中略） 当社が提供するソリューションに対する期待が一段と高度化、専門化、スピード化してきました。 このニーズに対応するために国内新規拠点を5ヶ所開設しました。こうした設備資金増要因がありましたが、前期を上回る営業利益を確保し順調に事業拡大が進んでおります。
	支払手数料について		人材派遣のコンサルタント料が○○○○千円増加。
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項		変 更 等 の 理 由
	管理諸費について		監査法人、会計事務所等に対する報酬を管理諸費として処理していたが当期より支払報酬とすることとした。 好況法人であり売上増加の概要、経費増（人件費、地代家賃、支払手数料等）の理由について概況書と併せ検討することにより解明することができ（新営業所の開設に伴い売上、人件費とも増加した）、省略相当と判断した。

		※整理番号	
4 相談に応じた事項			
事 項		相 談 の 要 旨	
株式の評価額の算定について		当法人の株式は、株式市場などにおいて上場された株式と異なり、株式市場における取引価額が存在しないので、国税庁が定めた「財産評価基本通達」に基づき、その評価額の計算及び助言を行った。	
修正申告について		平成○年○月○日終了事業年度分の法人税・消費税確定申告書を提出した後に売掛金の計上もれが発見され、平成△年△月△日に自主修正申告書を提出した。 また、留保金課税の再計算項目が発生し、平成□年□月□日に自主修正申告書を提出した。	
決算後修正事項について、改めて見直しを実施していることが窺え調査省略等の参考となる。			
5 その他			
毎月の監査時に取引内容をチェックし、仕訳の誤りがあれば、その都度指導し、修正させています。 また、決算に当たっては、改めて全ての損益科目と資産、負債科目について内容を、法人の代表者・経理担当者・監査職員担当者と共に検討しました。 以上検討の結果、提示を受けた帳簿書類の範囲において、法人の記帳は事実に基づいて行なわれ、申告書も法令の規定に則して作成していると認められます。			